

後期高齢者医療制度

が始まります

平成20年
4月から

これまでの老人保健法が、高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、老人保健制度で医療を受けている方は平成20年4月1日から後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。新しい制度の運営は、県内全市町で設立した静岡県後期高齢者医療広域連合が行います。各種届出などの窓口事務や保険料の徴収は各市町が行います。

どんな人が対象ですか？

老人医療受給者証をお持ちの方と、来年3月31日までに75歳になる方（生活保護対象者などを除く）は、新しい制度の対象となります。来年4月1日以降に75歳になる方は、その誕生日から対象となります。また、65歳以上で一定の障害がある方は、申請により、この新しい制度の適用を受けることができます。

なお、一定の障害により老人医療受給者証をお持ちの75歳未満の方については、この制度の適用を受けないこともできます。

確認は簡単になります。また、病院などの窓口で支払う金額も、これまでの老人医療と変わりません。原則として自己負担1割、現役並み所得者は自己負担3割です。

医療費が高額になった場合はどうなりますか？

1か月間の医療費の支払いが、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が高額療養費として支給されるなど、現行の老人保健制度と同様の医療給付を受けることができます。

保険料はどうなりますか？

後期高齢者医療制度では、該当する方全員に保険料を納めていただくこととなります。保険料額は、所得に応じて計算される所得割額と、全員同額となる均等割額の合算額になります。また、所得の状況に応じた均等割額の7割・5割・2割の軽減措置があります。被用者保険の

今までの各種健康保険証は使えなくなりますか？

老人医療受給者証は、国民健康保険や社会保険・共済組合などの被用者保険などの上乗せとしてお使いいただいています。

来年4月からは、これらすべて後期高齢者医療制度に一本化されます。入院時の標準負担額限度額認定や特定疾病などがなければ、病院などでは1枚の被保険者証で済みます。

このため、この制度に該当する方は、老人医療受給者証だけでなく、今まで加入していた各種の健康保険の被保険者証を返却していただき、後期高齢者医療被保険者証に切り替えていただく必要があります。

なお、新しい被保険者証は来年3月にお届けします。手続きは特に必要ありません。

病院などで診療を受けるときはどうなりますか？

被保険者証は1枚になりますので、これまでより窓口での

保険料はどのように納めるのですか？

被扶養者から移行した方は、所得割額を2年間賦課せず、均等割額は5割軽減されます。

保険料の詳しい内容は、来年1月の広報でお知らせする予定です。

保険料は年金から天引き（特別徴収）されるか、納付書で納めて（普通徴収）いただきます。特別徴収は年額18万円以上の年金を受け取っている方が対象で、保険料の天引きは平成20年4月から始まります。

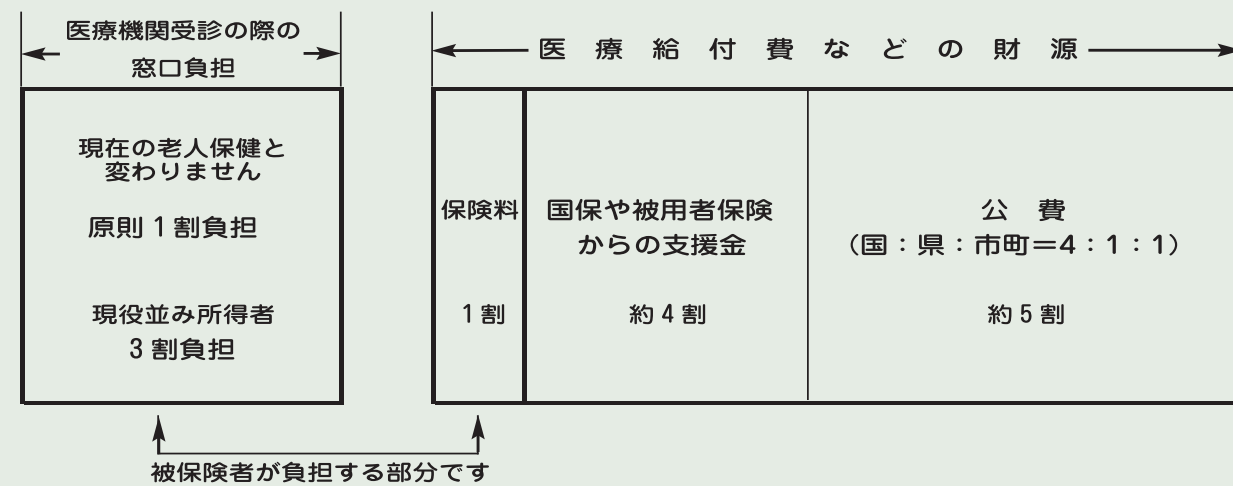
なお、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方は、納付書で納めていただきます。その納期については、今後決定します。

本庁町民課国保年金係

☎(56) 22222

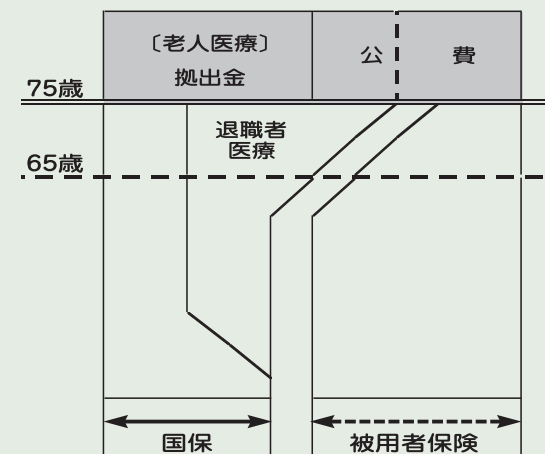
総合支所保健福祉課福祉係
☎(58) 7071

後期高齢者医療制度の運営のしくみ



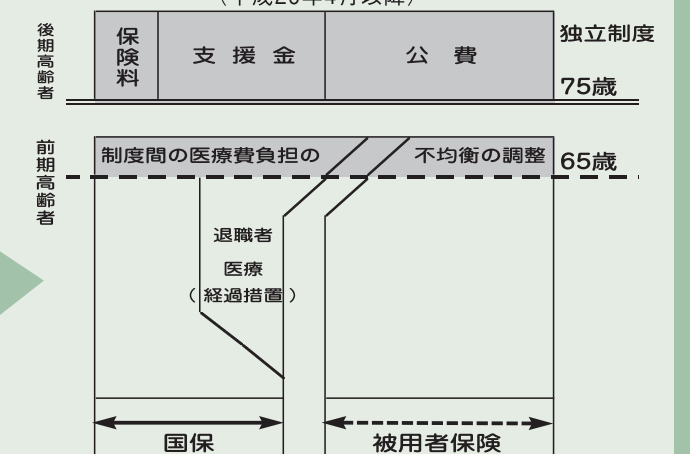
新たな高齢者医療制度のイメージ図

〔現在の老人保健制度〕



〔高齢者の医療の確保に関する法律〕

(平成20年4月以降)



各種日本金魚 中国金魚 一般金魚 メダカ 水草
金魚すくい一式レンタル
★金魚 100円～ ★メダカ 15円～ あります

舎 小田養魚場

養魚場 川根本町千頭857 FAX/TEL 0547(59)2990 自宅 0547(59)1337



土木一式工事・生コンクリート製造販売

Co、As穀受入れ（有料）、中間処理

再生クラッシャーラン販売

ISO9001認証取得

株式会社

柳澤組

本社：川根本町東藤川722-2
生コン工場：川根本町千頭606

電話：0547-59-2052
電話：0547-59-3220